

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

先般の意見募集（令和 6 年 8 月 24 日（土）から同年 9 月 24 日（火））において、本改正案のうち接続に関する事項に対して提出された意見

- ・電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案
- ・第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案
- ・第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号）の一部改正案
- ・東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令（平成 15 年総務省令第 119 号）の一部改正案
- ・接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

情報通信審議会答申「IP網への移行後の音声接続料の在り方」（令和 6 年 6 月 17 日）を踏まえ、令和 7 年 1 月 1 日以降の音声接続料の算定等について以下の事項を措置するため、所要の規定の整備を行うものです。

- ① IP 網への移行後におけるメタル IP 電話、ワイヤレス固定電話及びひかり電話の接続料算定方法
- ② IP網への移行後における接続料原価の算定方法に係る規定の追加
- ③ 接続料算定に用いる通信量等の扱い
- ④ 東西均一接続料の扱い
- ⑤ IP網への移行に伴い、PSTNに係る法定機能や接続料算定方法等に関する規定の削除等
- ⑥ その他規定の整備

本改正案について、令和 6 年 8 月 24 日（土）から同年 9 月 24 日（火）までの間、意見募集を行いました。その結果を公表するとともに、他の利害関係人が提出した意見に対する意見の聴取等を行うため、提出された意見（接続に関する事項に限る。）について令和 6 年 9 月 27 日（金）から同年 10 月 10 日（木）までの間、再意見募集を行います。

### 3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

#### 4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

##### （１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）により提出してください。

##### （２）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： [lruc\\_atmark\\_ml.soumu.go.jp](mailto:lruc_atmark_ml.soumu.go.jp)

総務省総合通信基盤局料金サービス課 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（１）の e-Gov を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はエクセルファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。総合窓口（e-Gov）を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしく願いいたします。

##### （３）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又は Excel ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

## 5 意見提出期間

令和6年9月27日（金）から同年10月10日（木）まで（必着）

※郵送については同日の消印まで有効とします。

## 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、意見公募対象（先般の意見募集において提出された意見）等の該当箇所を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省総合通信基盤局料金サービス課にて閲覧に供するとともに配布します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見を提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見公募対象である先般の意見募集で提出された意見等以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：齊藤課長補佐、三嶋係長、中村官

電 話 : 03-5253-5844

電子メールアドレス : lric\_atmark\_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@に直してください。

別紙様式

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名 (注1)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、令和6年8月24日付けで公告された「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」に関し提出された意見（接続に関する事項に限る。）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

注3 誰の意見に対する意見なのかを明記すること。

別紙様式

該当箇所	御意見